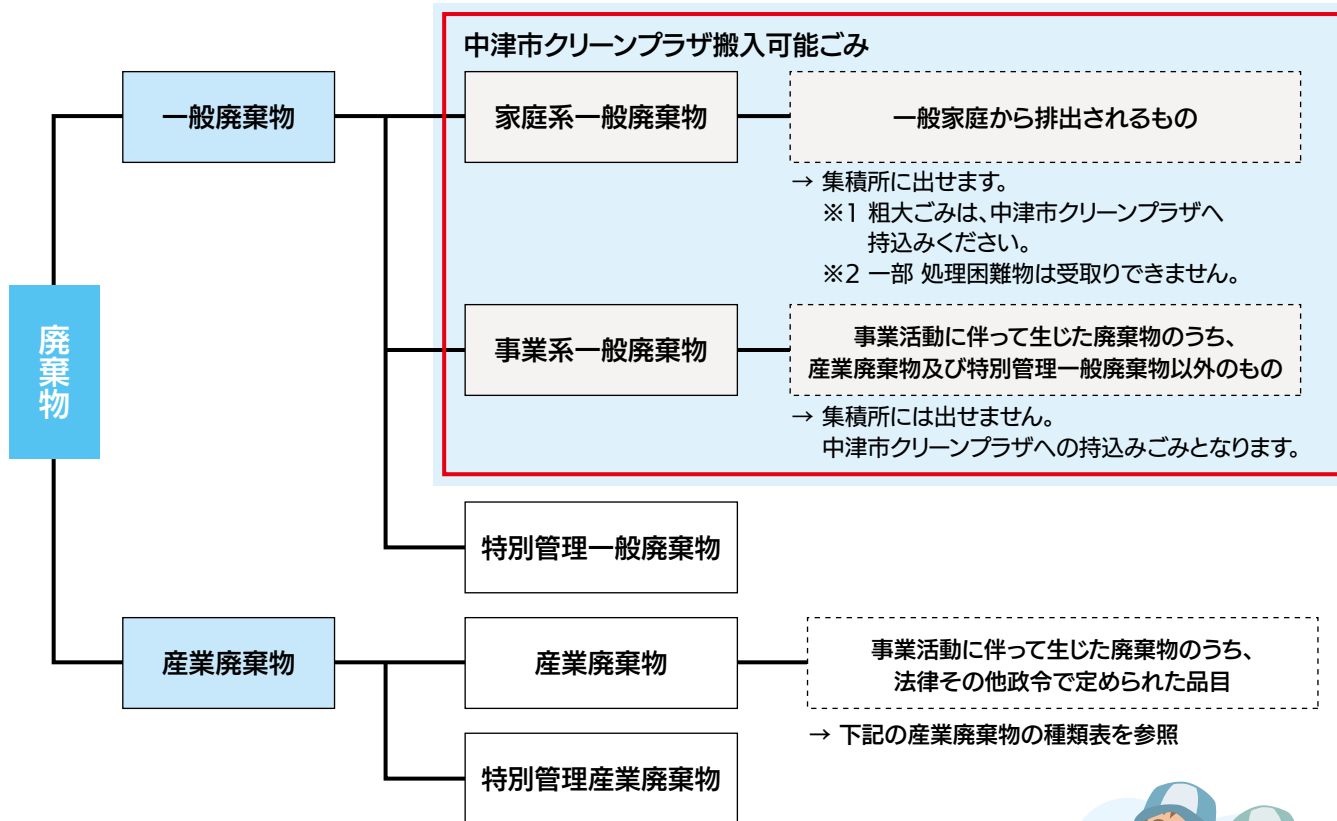


廃棄物区分

廃棄物の区分について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物は以下のように区分されています。



中津市クリーンプラザは、一般廃棄物である「家庭系一般廃棄物」及び「事業系一般廃棄物」の一部を対象に受入れを可能としています

「事業系一般廃棄物」の中で、「リサイクルできる古紙」及び「剪定枝木・竹・草類」は、保管施設の制約から受入れはしていません。直接、専門業者への持込みをお願いします。

家庭系一般廃棄物の中で、適正処理困難物（P20参照）に指定される品目は、受入れができません、直接、専門業者への持込みをお願いします。



産業廃棄物の種類表

<p>あらゆる事業活動に伴う産廃棄物</p> <p>①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん</p>
<p>特定の事業活動等に伴う産廃棄物</p> <p>⑬紙くず（建設業、出版業、新聞業、製本業、印刷加工業、パルプ製造業など） ⑭木くず（建設業、木材木製品製造業、木材卸売業、パルプ製造業など） ⑮繊維くず（建設業、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など） ⑯動植物性残さ（食料品、医薬業、香料製造業） ⑰動物系固形不要物（と畜、食鳥処理場） ⑱動物のふん尿（畜産農業（ブリーダー含む）） ⑲動物の死体（畜産業（ブリーダー含む））</p>
<p>⑳産業廃棄物処理（①から⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもの） ㉑輸入された廃棄物（輸入された①から⑳の廃棄物）</p>

産業廃棄物の運搬・処分業者については、以下の機関へ問い合わせしてください。

- ①大分県産業資源循環協会（☎097-503-0350） ②大分県北部保健所衛生課（☎0979-22-2210）